

米国の追加関税措置について

令和7年5月30日

米国の追加関税の概要

●日本に対する関税措置

- ・ 一律 10 %の関税。（4/5発動）
（医薬品・半導体等の対象外品目あり）
- ・ 日本には、14 %の税率を上乗せ、
合計 24 %の税率の相互関税
（4/9日発動）→4/10に90日間停止表明

○自動車・部品関税

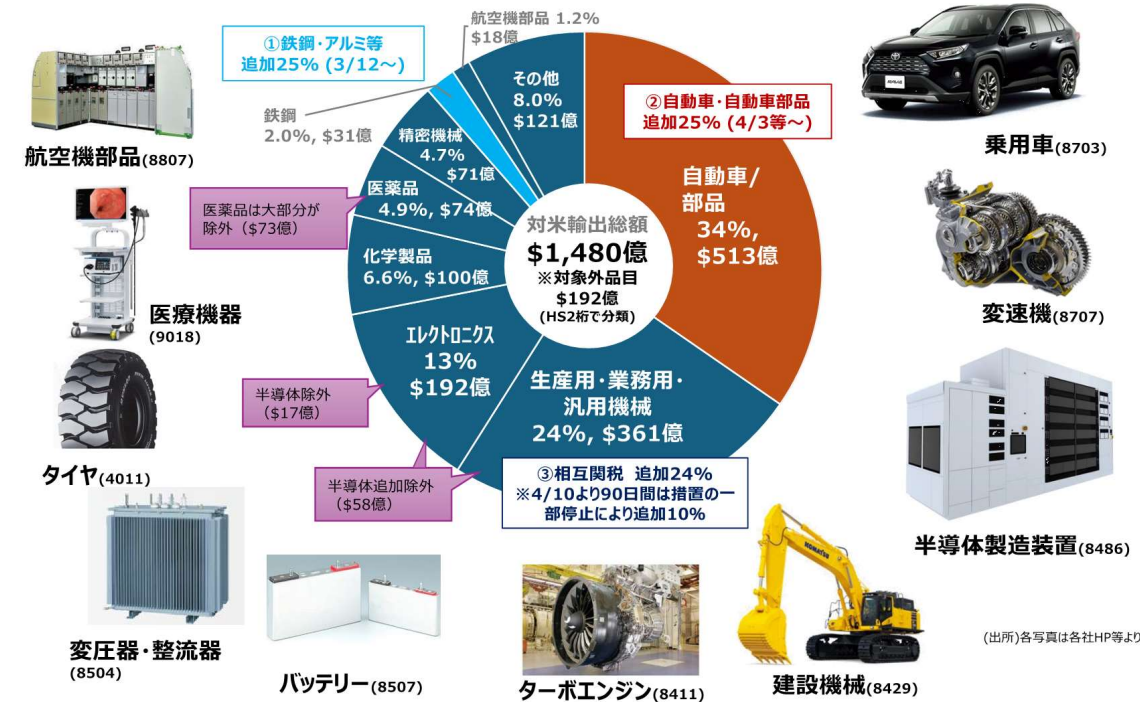
- ・ 25 %の追加関税
乗用車の場合、現行の 2.5 %に
上乗せ、合計 27.5 %。
（乗用車4/3発動、部品5/3発動）

○鉄鋼・アルミニウム関税

- ・ 鉄鋼は 25 %の関税を維持
（3/12発動）
- ・ アルミニウム（現行：10 %）
の関税を 25 %に引き上げ
（3/12発動）

米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

米国政府は、①鉄鋼・アルミ及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。
相互関税除外品は、今後、個別に関税措置を予定（半導体、医薬品等）。



※米国輸入統計(2024)HS2桁で経産省作成。()内はHS4桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮していない。

※経済産業省資料より引用

米国の追加関税に係るこれまでの経緯

- 
- ▶ 3/12 **鉄鋼**の追加関税**25%**を据え置きつつ、**アルミニウム**の追加関税を10%から**25%**に引き上げ
 - ▶ 4/2 **一律10%**の追加関税と国・地域別に設定される相互関税の内容を公表 (**日本：24%**)
 - ▶ 4/3 **自動車25%** 追加関税措置を発動。
 - ▶ 4/5 **全ての国**に対し、**一律10%**の関税措置を発動 (医薬品・半導体等の対象外品目あり)
 - ▶ 4/9 **24%の相互関税**措置を発動
 - ▶ 4/10 **相互関税**措置の**90日間一時停止**⇒一律10%の関税措置
なお、鉄鋼・アルミニウム、自動車(25%)などの品目別は適用を維持
 - ▶ 4/14 半導体と医薬品の輸入状況の調査開始を発表
 - ▶ 4/16 日米関税交渉
 - ▶ 4/25 **【国】** 米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ
 - ▶ 4/29 自動車・部品関税の負担軽減策発表
 - ▶ 5/1 日米関税交渉 (2回目)
 - ▶ 5/3 **自動車部品25%**の追加関税措置を発動
 - ▶ 5/23 日米関税交渉 (3回目)
 - ▶ 5/27 **【国】** 緊急対応パッケージに基づく予備費の使用を決定

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ 概要

令和7年4月25日
米国の関税措置に関する総合対策本部

基本方針

- 米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことに変わりはない。
- 引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。
- 米国との協議の状況や、関税措置による輸出産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

緊急対応策

(1) 相談体制の整備

- JETROに加えて日本政策金融公庫等（以下「公庫等」という。）など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置し、事業者の相談にきめ細かく対応
- プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整備
- ホームページ等を通じた正確、迅速かつ丁寧な情報提供

(2) 影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

- 公庫等のセーフティネット貸付の利用要件緩和
 - ※ 関税措置による影響拡大等が見込まれる場合、状況をよく見極めた上で、5月以降適切なタイミングから、外的要因で業績悪化を来している事業者への金利引き下げの対象拡大の実施を検討
- 公庫等のオンライン手続の簡便化・広域等により、融資申込みから送金までの手続を迅速化
- 影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援を拡大
- 官民金融機関に対し、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務の返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を要請。貸付条件の変更状況に係る報告徴求・公表の頻度を強化
- 金融庁での専用相談ダイヤルの早期な開設
- 国際協力銀行の融資を通じた日本企業の海外事業支援
- 日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険を付保。関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合は輸出保険でカバー
- 「ミカタプロジェクト」の強力な推進
 - 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援
 - 今後の関税措置による影響を精査した上で、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充
- 6年度補正予算に盛り込んだ重点支援交付金を活用した電力・ガス料金の支援
- 納税猶予の柔軟な運用

(3) 雇用維持と人材育成

- 以下の施策により、雇用の不安定化を防ぐとともに、リ・スキリングの推進等により構造転換期における労働移動を適切に支援
 - 全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応
 - 雇用調整助成金等の雇用関係の助成金の手続の迅速化・活用促進により、短時間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を実施
 - ※ 今後の雇用の状況をよく把握し、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討
 - 教育訓練給付の給付率引き上げ（6年10月）
 - 教育訓練給付金の追徴（7年10月）
 - 教育訓練給付や中小・中堅企業への研修経費等の助成の充実・活用

(4) 国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- 6年度補正予算や7年度予算に盛り込んだ施策の柔軟かつ早期の執行、以下の多面的な政策を通じた家計の可処分所得を拡大
 - 1.2兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引き上げ
 - 世帯当たり3万円の低所得者世帯への給付措置
 - 重点支援交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光能力向上キャンペーン」等）の展開
 - 7年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減
 - 住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）等
 - ※ 自動車関税による影響を見極め、必要に応じて国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討
- 関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、以下のように物価高対策にも万全を期す
 - 夏まで毎月、政府備蓄米の売却を実施。必要ならば、更なる対応策を講ずることができるよう検討
 - 「ガソリンの固定税率」について結論を得て実施するまでの間、現行の燃料油価格変動率と対策事業を組み直し、定額の引下げ措置（ガソリン・軽油10円、重油・灯油5円、航空機燃料4円）を5月22日から段階的に実施
 - 電力使用量の増加する7・8・9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施（5月中旬に詳細決定）

(5) 産業構造の転換と競争力強化

- ＜重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）＞
 - 国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進
 - AI・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施
- ＜GX分野＞
 - 以下の施策により、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるGX投資を促進
 - 鉄鋼分野等の多排出産業の大規模製造プロセス転換の推進
 - 蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断の推進
 - 大企業等と連携したスタートアップの実用化投資の推進
 - 再エネ・原子力の最大限の活用に向けた投資等の着実な推進 等
- ＜医薬品分野＞
 - 創薬エコシステムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化
 - バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進
- ＜中小企業支援＞
 - 下請法等改正法案の早期成立による価格競争対策の徹底
 - 関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」その他の中小企業の生産性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を実施
- ＜農林水産分野＞
 - 関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対して、新たな基本計画に基づく産業の方向性を踏まえ、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を実施
- ＜多角化・新規販路開拓＞
 - 多角化や新規販路開拓（6年度補正予算等に盛り込んだグローバル・サウス諸国における実証事業等）の支援、JETRO等を通じた中堅・中小企業の海外展開支援、農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援を通じ、事業の多角化や代替市場の獲得を促進

県内の対応について

県の主な支援策について

米国の関税措置による県内企業への影響が懸念される中小企業に対して、以下の支援を実施

○中小企業者等相談窓口の設置（4/4）

- ・金融、経営、貿易・海外投資に関する相談窓口(ジェトロ千葉、産業振興センター等)を設置

○中小企業者に対する金融の円滑化を依頼（4/11）

- ・中小企業者の資金需要に対する一層の金融円滑化を県内金融機関、経済団体に依頼

○県や国の支援策をまとめたホームページの開設（5/2）

- ・中小企業振興資金事業や中小企業成長性補助金、チャレンジ企業支援センターにおける伴走支援などの支援策をまとめたページを開設

○県内企業向けアンケートの実施（5/12～）

- ・米国の追加関税による県内経済への影響や企業の対応状況等を把握し、今後の政策判断の材料とするため、県内企業を対象とするアンケートを実施

○庁内連絡会議を開催（5/15）

- ・米国の関税措置の状況や国の対応、県内への影響等を共有するとともに、今後の県としての対応について協議するため、開催